

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）に関する意見

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

会長 野口 百香

社会貢献事業部 身元保証人問題チーム

私たち医療ソーシャルワーカーは、家族不在で身寄りのない状態の患者さんに対して、必要な治療や療養生活が受けられるように「医療ソーシャルワーカー業務指針」に基づき直接援助を行う保健医療分野の専門職です。3月には厚生労働省医政局長に「身寄りのない状態で意思決定が困難な人に生じる社会的課題に関する要望書」を提出し、5つの要望事項をあげました。その中の要望の一つに高齢者等終身サポート事業者の監督機関の明確化をあげています。

今回、内閣府孤独・孤立対策推進室が作成した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）」について、以下の点で意見をお伝えします。

第1 全般的な事項

目的の中に、「高齢者等の意思決定支援を支援する」と記載し、基本的考えに「利用者本人の尊厳を守り、自己決定を尊重することが重要」としていることは、本人の自己決定を支援の基盤としているソーシャルワーカーにとって大切なことと考えます。また、各種意思決定支援に関するガイドラインや法制度も含めて考え方が反映されていることもこれまでの考え方を踏襲されていてよい点といえます。また、高齢者等終身サポート事業者の活動に一定の政策指針が示されたことやチェックリストが具体的に活用しやすいものであり、特に、寄付・寄贈のパッケージ化契約に対する否定的見解、判断能力低下時の対応や利益相反になりえることへの注意喚起が含まれていることもソーシャルワーカーが事業所を評価する上で活用可能と考えます。また、契約の締結、履行、事業者の体制に関する留意すべき事項が示されている点は大切なことだと考えます。

しかしながら、以下の点においては、医療現場での支援を行う経験上、検討する必要があると考えていることを共有させていただきます。

- 1) 身元保証を前提とする社会システム全体の課題があることをふまえ、公的システムの中での枠組み作りに向けてのガイドラインがないまま、高齢者等終身サポート事業者のガイドラインが先行しないようにする必要があると思います。特に、判断能力が不十分またはない状態の高齢者等の権利侵害にならないよう、公的責任を明確化する、または公的機関との連携を前提とすることが必要ではないか。
- 2) サービスの3分類のうち「身元保証サービス」という表現は、身元保証が前提とした表記になっているため、「入退院・入退所代行等サービス」という表現に変更をしていただくとよい。
- 3) 重要事項説明書の中に具体的な留意点として「利用者の判断能力が低下した場合」「預託金の管理方法」「相談窓口の連絡先」などをいれることが、当事者の方への案内として重要となること。
- 4) ガイドライン内にある重要事項説明書等の内容をチェックする機関がないこと、不適切と判断する事例があった時に、申し出たり、改善を求めるような役割のところがいないなど責任の所在が

不明確であること。これらを権利擁護支援センターの中核機関の役割にするなど、中核機関や行政との連携の具体的なことの記載が必要と考えること。

- 5) 対象とするサービスの3つの要件の中に、「日常生活支援サービス」を単独に提供する事業所に対して適応しないこと。このサービスには財産管理を含む事業が留意点にのせられており、かつその業務を行うのであれば、単独であるかどうかに関わらず、利用者の権利擁護視点からガイドラインの対象とする必要があると考えること。

第2 具体的な事項

以下は具体的な表現の訂正等を求める部分として記載します。

1 ガイドラインの目的

- P3 3行目～「身寄りがいない」→「家族がいない」

理由：身寄りの定義が明確ではなく、また、後文の「家族がいても」に対応する言葉としては「家族がいない」が良いのではないかと考える。

- 5行目～「意思決定等」→「代理権等」「意志の代弁等」

理由：これまでなされている本人の意思の代弁という意味合いが含まれることが望ましいと考える。

- 7行目～「身元保証や」→「身元保証を謳い死後事務、日常生活支援等」

理由：身元保証という用語よりも具体的内容でサービスを記載した方が良いと考える。以下「身元保証等サービス」という用語は具体的内容のサービス名で置き換える。

「高齢者等の意思決定を支援し」→「高齢者等の意思の代弁を支援し」

理由：前記と同じ

- P4 「高齢者等終身サポート事業」→「高齢者等サポート事業」

理由：終身という言葉が入っていると途中で変えることができないという意味合いに誤解される恐れがあるため。

2. ガイドラインの対象

「身元保証等サービス」→「入退院・入退所代行等サービス」

理由：身元保証を前提とした社会システムの構築に傾倒した表現であることから、当協会としては入退院・入退所支援として位置づけるべきと考えるため、

- P5 表1 ⑤ 医療に係る意思決定支援 → 削除

理由：医療に係る意思決定支援は、サービス事業者が単独でサービス提供するものではない。

3 サービス提供にあたっての基本的な考え方

1行目～「利用者本人の尊厳を守り」の前に「本人の権利擁護の立場から」を付記する。

理由：自己決定支援の目的は本人の権利擁護であることを明記した方が良いと考えるため。